

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2017.12.5

EXE-i つみたて 新興国株式ファンド

追加型投信/海外/株式/インデックス型

エグゼアイ
EXE-i



| 商品分類 | | | | 属性区分 | | | | | |
|---------|--------|---------------|---------|---------------------|------|--------|-----------|-------|---------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
| 追加型 | 海外 | 株式 | インデックス型 | その他資産(投資信託証券(株式一般)) | 年1回 | エマージング | ファミリーファンド | 無し | その他(FTSE エマージング・インデックス(円換算ベース)) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行う「EXE-i つみたて新興国株式ファンド」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年11月17日に関東財務局長に提出しており、2017年12月3日にその効力が生じております。

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">● ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。● ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。● 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。● 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。● ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。● ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。● 投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社において分別管理されています。 | <p>委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います) 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第311号 設立年月日：1986年8月29日 資本金：4億20万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額：2.701億57百万円 ※2017年9月末現在</p> <p>受託会社：株式会社りそな銀行 (ファンド財産の保管・管理等を行います)</p> <p><照会先> SBIアセットマネジメント株式会社 ☎ ホームページ http://www.sbiam.co.jp/ ☎ 電話番号 03-6229-0097 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)</p> |
|--|---|

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は新興国の株式市場の動きを捉えることをめざして、FTSE エマージング・インデックス(円換算ベース) (以下、「ベンチマーク」という場合があります。))に連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 新興国株式インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とし、新興国株式市場全体の値動きに連動する投資成果をめざします。

マザーファンド受益証券を通じて、FTSE エマージング・インデックス(円換算ベース)^{*}に連動する投資成果をめざします。

^{*}当該指数については、後述の<ベンチマークについて>をご覧ください。

2 マザーファンド受益証券は、ETF(上場投資信託)を含む投資信託証券を主要投資対象とします。なお、これらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

投資対象ファンド及び基本投資割合は次の通りとしベンチマークの動きへの連動を目指します。

| 投資対象ファンドの名称 | 基本投資割合 |
|--------------------------------|--------|
| (1)シュワブ エマージング・マーケット エクイティ ETF | 100% |

^{*}当初設定時の投資対象ファンド

^{*}投資対象ファンドの詳細については、後述の投資対象ファンドの概要をご覧ください。

3 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

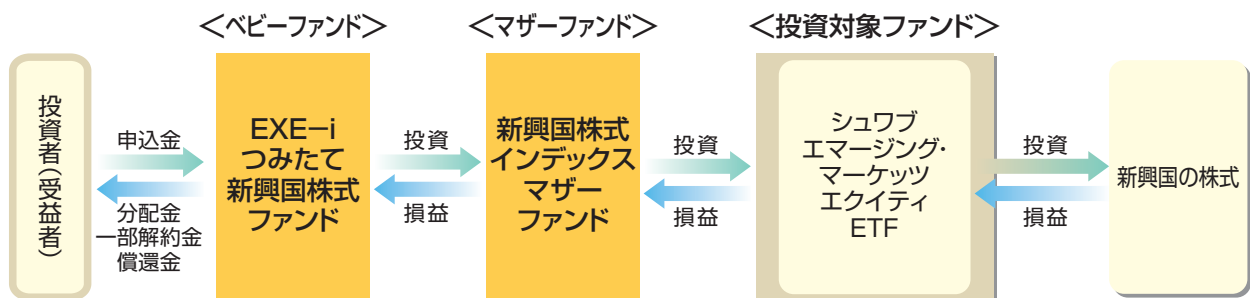
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社

世界27拠点に展開するモーニングスター・グループ傘下の企業です。同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社はファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。

契約資産残高は、約1,054億円(2017年9月末現在)

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド(本ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



^{*}投資対象ファンドは今後変更する場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限

| | |
|-------------------|--|
| 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| マザーファンド受益証券への投資割合 | マザーファンド受益証券への実質投資割合には制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| 株式への投資割合 | 株式への直接投資は行いません。 |

分配方針

毎決算時(年1回毎年11月12日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

追加的記載事項

<ベンチマークについて>

「FTSE・エマージング・インデックス」は、FTSE社が開発した指数で、新興国株式市場全体の動きを表す指数です。FTSE・エマージング・インデックス(円換算ベース)は、FTSEグローバル・オールキャップ・インデックスをもとに、委託会社が円換算しております。

当ファンドは、FTSEインターナショナルリミテッド(以下「FTSE」といいます。)、ロンドン証券取引所(以下「LSEG」といいます。)(総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。)のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス」(以下、「本指数」といいます。)の使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本指数はFTSEによって編集および計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず(過失の有無を問わず)、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

投資対象ファンドの概要

マザーファンド受益証券を通じて投資対象とする投資対象ファンドは以下の通りです。なお、投資対象ファンドは、今後ベンチマークの動きへの連動を目的として、変更、追加または削除する場合があります。

1. シュワブ エマージング・マーケット エクイティ ETF

| | |
|--------|---|
| 連動する指数 | FTSE・エマージング・インデックス |
| 指数について | FTSE・エマージング・インデックスとは、FTSE社が開発した指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。 |
| 委託会社 | Charles Schwab & Co.,Inc. |

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、**基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込む**ことがあります。信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様**に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。**なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。**

主な変動要因

| | |
|-----------------|--|
| 株 価 変 動 リ ス ク | 一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 |
| カ ン ト リ ー リ ス ク | 組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。特に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。 |
| 為 替 変 動 リ ス ク | 為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 |
| 信 用 リ ス ク | 組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 |
| 流 動 性 リ ス ク | 組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 |

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

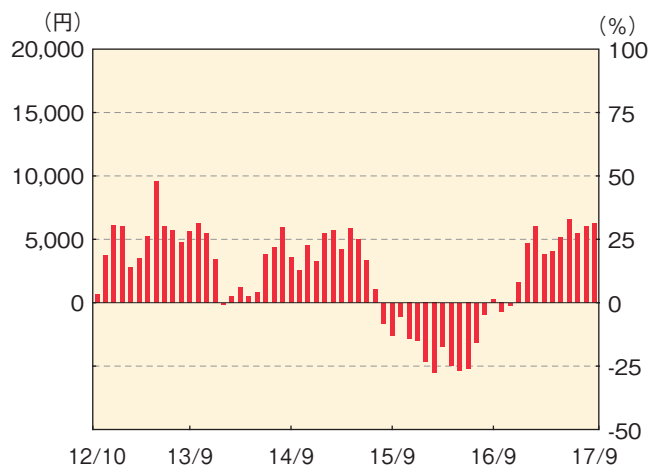
リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

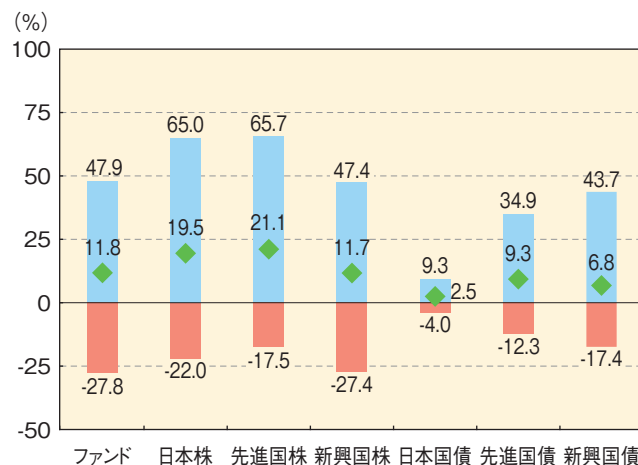
2012年10月～2017年9月



■ ベンチマークの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2012年10月～2017年9月
代表的な資産クラス：2012年10月～2017年9月



■ 最大値 ■ 最小値 ◆ 平均値

*本ファンドは、2017年12月6日より運用開始予定であるため、有価証券届出書提出日現在、ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額はありませぬ。したがって、上記年間騰落率のグラフはベンチマークの年間騰落率の推移のみを表示しています。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、ファンドの運用は、2017年12月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。そのため、ベンチマークの数値を用いて算出しております。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りませぬ。

*代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株……………MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株……………MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債……………NOMURA-BPI国債
 - 先進国債……………シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

本ファンドの運用は、2017年12月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

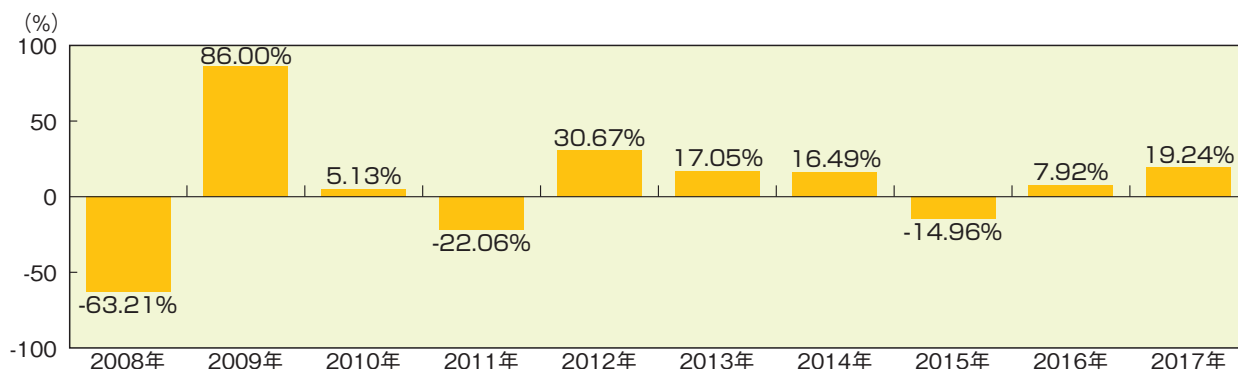
分配の推移（1万口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※上記は、当ファンドのベンチマーク（FTSEエマージング・インデックス（円換算ベース））の騰落率です。

※2017年は9月末までの騰落率です。

※対象指数の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。 |
| 購入の申込期間 | 当初申込期間：2017年12月5日(火) 継続申込期間：2017年12月6日(水)～2019年2月12日(火) ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(設定日：2017年12月6日) |
| 繰上償還 | 次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益証券の口数が5億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 11月12日(休業日の場合は翌営業日)です。 初回決算は、2018年11月12日(月)とします。 |
| 収益分配 | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公 告 | 委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。 |
| 運用報告書 | 毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。 |

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--------|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | |
|---|--|-----------------------------|-----------------------------------|--|
| <p>ファンドの日々の純資産総額に年0.0648% (税抜:0.06%)を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 運用管理費用(信託報酬) | 年0.0648% (税抜:年0.06%) | 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | |
| | 内訳 | 委託会社 | 年0.0216% (税抜:年0.02%) | ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価 |
| | | 販売会社 | 年0.0216% (税抜:年0.02%) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 |
| | | 受託会社 | 年0.0216% (税抜:年0.02%) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
| | 実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等 ^{※1} | 年0.13%程度 | マザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの管理報酬等 | |
| 実質的な負担 ^{※2} | 年0.1948%程度 | — | | |
| <p>投資顧問(助言)会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。</p> <p>※1 基本投資割合で運用された場合の信託報酬率(年)であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、マザーファンド受益証券が投資する投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。</p> <p>※2 本ファンドがマザーファンドを通じて投資する投資対象ファンドの信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。</p> | | | | |
| その他の費用 及び手数料 | <p>ファンドの監査費用は純資産に対して年0.02%を上限とします。その他、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p> | | | |

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|--------------|------------------------|--|
| 分配時 | 所得税 [※] 及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税 [※] 及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※復興特別所得税を含みます。

- 上記は2017年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。